

平成29年度主任介護支援専門員研修実施要領

1 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を習得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とします。

2 研修実施機関

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（鳥取県指定研修実施機関）

3 受講資格（対象者）

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できている現任の介護支援専門員であり、次の要件を満たす方とします。

（1）共通要件

- ①鳥取県の介護支援専門員登録者
- ②介護支援専門員更新研修（専門研修課程Ⅰ、Ⅱ）の修了者
- ③実践事例を提出することができる方。

※実践事例は、申込み時の審査及び演習用として2回提出が必要です。申込み時は、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できているかを確認します。

（2）個別要件（以下①～④のいずれかの要件を満たす方）

- ①専任の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して5年（60ヶ月）以上である方。なお、指定居宅介護支援事業所管理者との兼務は期間として算定できるものとします。
※専任とは、当該事業所における介護支援専門員としての勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の勤務すべき時間数（週32時間を基本とする。）に達しており、主たる業務が介護支援専門員である方のこと。
- ②「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した方又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上である方。なお、指定居宅介護支援事業所管理者との兼務は期間として算定できるものとします。
- ③介護保険法施行規則第140条の6第1号イの（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずる方として、現に地域包括支援センターに配置されている方。
※準ずる方とは、個別要件②に記載のケアマネジメントリーダー養成研修を修了した方で、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している方のこと。
- ④その他、介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有する方であり、都道府県が適当と認める方。

【実務経験について】

実務経験については平成29年6月30日（研修第1日目の前日）までの期間とします。

また、介護支援専門員として実務に従事していると認められる範囲は、下記の事業所または施設において、介護支援専門員として就労している場合です。これらの事業所や施設で就労したとしても、単に要介護認定のための調査業務を行っていた場合や、利用者やサービス提供者と連絡調整のみを補助的に行っていたのみで、計画書の作成を行っていなかった場合は実務経験としては認められません。

ただし、指定居宅介護支援事業所での常勤の管理者との兼務については、実務経験として認められます。

- ・ 居宅介護支援事業所
- ・ 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所
- ・ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、複合型サービスに係る地域密着型サービス事業所
- ・ 介護保険施設
- ・ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び、介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所
- ・ 介護予防支援事業所
- ・ 地域包括支援センター

4 研修期間

平成29年7月～11月（全12日程）

5 研修科目・日程

日程	科目	講義、演習	時間数	時間	期日	会場
第①日目	研修オリエンテーション			9:50～10:00	平成29年7月1日(土)	アゼリアホール
	主任介護支援専門員の役割と視点	講義	5	10:00～12:00 13:00～16:00		
第②日目	ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	講義	2	10:00～12:00	平成29年7月8日(土)	
	ターミナルケア	講義	3	13:00～16:00		
第③日目	人材育成及び業務管理	講義	3	9:30～12:30	平成29年8月4日(金)	
	運営管理におけるリスクマネジメント	講義	3	13:30～16:30		
第④日目	地域援助技術	講義、演習	6	9:30～12:30 13:30～16:30	平成29年8月17日(木)	
第⑤日目	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現	講義、演習	6	9:30～12:30 13:30～16:30	平成29年8月26日(土)	
第⑥日目	対人援助者監督指導①	講義、演習	6	9:30～12:30 13:30～16:30	平成29年9月21日(木)	倉吉体育文化会館
第⑦日目	対人援助者監督指導②	講義、演習	6	9:30～12:30 13:30～16:30	平成29年9月22日(金)	
第⑧日目	対人援助者監督指導③	講義、演習	6	9:30～12:30 13:30～16:30	平成29年9月23日(土)	
第⑨日目	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開①	講義、演習	6	9:30～12:30 13:30～16:30	平成29年10月17日(火)	アゼリアホール
第⑩日目	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開②	講義、演習	6	9:30～12:30 13:30～16:30	平成29年10月24日(火)	
第⑪日目	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開③	講義、演習	6	9:30～12:30 13:30～16:30	平成29年11月8日(水)	
第⑫日目	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開④	講義、演習	6	9:30～12:30 13:30～16:30	平成29年11月15日(水)	

6 定員

40名（定員に達した場合、お断りする場合があります。）

7 受講料

40,000円

※受講料は、受講決定後に指定口座へお振込みいただきます。振込先は、受講決定通知に記載します。

8 受講手続き

以下の書類を揃え、郵送（当日消印有効）またはご持参ください。

【提出期限】 平成29年5月26日（金）

《全員に提出していただくもの》

- (1) 受講申込書〔様式1〕
- (2) 介護支援専門員証の写し
- (3) 介護支援専門員更新研修（または、介護支援専門員専門研修 課程Ⅰ,Ⅱ）の修了証明書の写し
- (4) 実践事例（1事例） ※別添「受講申込みに係る提出書類について」をご参照ください。
- (5) 研修記録シート1

《受講要件により、必要な場合は添付するもの》

- (1) 介護支援専門員 実務経験証明書（個別要件①、②）〔様式2〕
- (2) ケアマネジメントリーダー養成研修、認定ケアマネジャーを証明する書類の写し
(個別要件②)
- (3) 地域包括支援センター在籍証明書（個別要件③）
※在籍証明書（公印押印）は、任意作成とします。

9 受講決定について

受講申込書及び添付書類（実践事例等）の内容を審査のうえ受講を決定し、受講申込書に記載された所属事業所住所へ、平成29年6月20日（火）までに通知を送付いたします。

申込時に提出された実践事例においてケアマネジメントの実践内容を確認したうえで、受講資格を満たさないと判断された場合は、受講をお断りする場合があります。

期日を過ぎても届かない場合は、必ずご連絡ください。

10 事例提出について

研修科目「対人援助者監督指導」及び「個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開」では、事例を用いた演習をおこないます。申込み時に提出した事例とは別に提出が必要です。

また、研修終了後、修了レポートを提出していただきます。

11 修了認定の方法

各科目において到達目標を達成しているかについて、研修記録シート等により修了評価を実施します。

全科目修了された方については、主任介護支援専門員研修修了証明書を交付します。

12 主任介護支援専門員の有効期間について

主任介護支援専門員として業務が行えるのは、主任介護支援専門員研修修了年月日から5年間です。また、主任介護支援専門員として業務を続けるためには、修了証明書の有効期間満了日までに、主任介護支援専門員更新研修を修了する必要があります。

主任介護支援専門員更新研修を修了することにより、介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされます。（主任介護支援専門員研修を修了しても、介護支援専門員証の有効期間は更新されません。）

13 その他

- （1）主任介護支援専門員研修の修了後は、介護保険法に定める介護支援専門員各研修の講師・ファシリテーター等の協力をお願いする場合があります。
- （2）申込みに必要な様式等は鳥取県社会福祉協議会のホームページよりダウンロードしてください。
- （3）研修会場の駐車スペースが不足する場合があります。公共交通機関の利用や、乗り合わせ等の御協力をお願いします。

14 問い合わせ・連絡先

（1）研修制度全般、登録・更新手続きに関すること

鳥取県福祉保健部 長寿社会課 介護サービス事業・施設担当
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
電話（0857）26-7175

（2）受講申込み、その他本研修に関すること

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部 研修担当
〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5 県立福祉人材研修センター内
電話（0857）59-6336
ホームページアドレス <http://www.tottori-wel.or.jp/>